

松江市上下水道局郵便入札事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市上下水道局の実施する競争入札・競争見積（以下「競争入札等」という）を郵便により行なう場合に必要な事項を定める。

(入札の公告・通知等)

第2条 郵便による競争入札等を行なう場合、次の各号に掲げる事項を上下水道局ホームページ上に公告又は通知するものとする。

- (1) 入札書・見積書（以下「入札書等」という）の宛名
- (2) 入札書等の送付先
- (3) 入札書等の提出日
- (4) 入札書等の提出方法
- (5) 開札日時・場所
- (6) その他入札について必要と認める事項

(予定価格)

第3条 郵便による競争入札等を行なう場合、予定価格は事前公表するものとする。

(入札書の郵送方法)

第4条 郵便による競争入札等の参加者は、入札書等を第2条(3)号に規定する日に到達するよう「配達日指定郵便」でかつ「簡易書留」「一般書留」のいずれかによる郵送を行なうものとする。

(開札方法)

第5条 入札回数は1回とする。

- 2 到達した入札書等は、書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- 3 開札は第4条に規定する方法で郵送された封筒が未開封であることを、第8条に規定する開札の立会者がすべて確認した後、当該競争入札等の案件名称を読み上げて行なうものとする。
- 4 開札後の封筒は、当該開札の日から起算して1年以上保存するものとする。

(入札辞退)

第6条 入札書等を郵送後の入札辞退は認めない。

(入札の無効)

第7条 入札者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札者のした入札は無効とする。

- (1) 記名押印をしない入札書等を提出した者
- (2) 入札書等の入札金額を訂正して提出した者（当該金額部分に訂正印を押印して提出した者を除く）又は入札金額が特定し難い入札書等を提出した者。
- (3) 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書等を提出した者
- (4) 第4条に規定した方法以外で入札書等を提出した者
- (5) 第2条第(3)号で指定した以外の日を記載して入札書等を提出した者
- (6) 第2条第(2)号で指定した以外の場所に入札書等を差し出した者

(7) 予定価格を超える金額を記載した入札書等を差し出した者

(8) その他法令・規程等に違反する入札書等を差し出した者

(開札の立会)

第8条 郵便による競争入札等に付した場合は、当該入札に係る入札参加者のうち、二者に予め立会いを依頼するものとする。代理人が立会う場合は委任状を持参の上立会うものとする。その他の入札参加者で立会を希望する者が立会うことは妨げない。

2 開札の立会者は、開札前に立会者名簿に署名しなければならない。

3 1項及び前項に規定する開札の立会者が二者に満たない場合は、入札事務に関係のない職員を一人以上立ち合わせなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を定めなければならない。くじを引くべき入札者が、開札に立ち会っていない場合或いはその代理人が第8条1項に定める委任状を持たない場合は、前条3項に定める職員が当該入札者に代わってくじを引くものとする。

(入札の結果の通知)

第10条 落札者には、開札に立会いをしている場合は口頭で、いない場合は電話連絡等で落札を通知するものとする。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。